

## 仕様書

本仕様書は、越前市(以下「甲」という。)が発注する越前市LED照明器具リース契約の内容について必要な事項を示し、受注者(以下「乙」という。)の適正な履行の確保を図るためのものである。

### 1 件名

越前市LED照明器具リース業務

### 2 目的

既存の照明器具(蛍光灯等)をLED照明器具に取り替えることにより、消費電力量の削減及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

### 3 業務内容

- (1) LED照明器具及び付属品、その他設置に必要な資材一式のリース
- (2) 上記一式の取替工事
- (3) リース物件の維持管理

### 4 施工場所

別紙1 既存照明器具一覧のとおり

### 5 リース物件

照明器具、LEDランプ、管球、付属品、その他設置に必要な資材一式

### 6 リース期間

令和7年4月1日～令和17年3月31日までの10年間とする。

なお、契約締結日から令和7年3月31日までの間はLED照明器具設置等の準備期間とする。

### 7 リース期間満了時の取り扱い

リース期間満了時のリース物件の所有権については、乙が甲に無償譲渡するものとする。なお、契約期間満了後、無償譲渡することから、リース期間中の物件の固定資産税はリース料に含まないものとする。

### 8 業務工程

乙は契約締結後、業務工程表、体制表、担当者一覧、緊急連絡先一覧を作成し提出す

ること。

## 9 業務に係る経費負担

- (1) 甲が負担する経費は次に掲げるものとする。
  - ア 作業に必要な電力及び水道
  - イ 甲が貸与する設備機器類に関する費用
- (2) 乙が負担する経費は次の掲げるものとする。
  - ア 甲が負担する経費以外全て

## 10 第三者履行について

物件の設置工事・維持管理等、乙自ら業務を履行できない場合は、乙が事前に甲の許諾を得たうえで、乙以外の第三者にこれら業務を履行させることができるものとする。

## 11 LED照明器具の基本条件

- (1) 設置する照明器具、LED ランプ及び管球等は、新品を設置すること。
- (2) 体育館舞台照明、ホール等におけるDMX制御など調光制御の更新を伴う演出用照明器具は対象外とする。LED化済の既存照明は対象外とする。
- (3) 交換対象については別紙1の「既存照明器具一覧」及び別紙2「技術仕様書」を参照すること。実施については2%の数量増を見込むものとする。また、極度の増減が発生した場合は協議の上、契約変更とする。
- (4) 日本国内の地方自治体において、1契約あたり3,000灯以上のLED化のリース実績が2件以上あるメーカーの製品を選定すること。なお、採用する照明器具は日本国内に本社を有し、福井・石川・富山3県内公共施設において設置実績のある照明メーカー製のものとする。
- (5) 照明器具及び直管形ランプ、電球等使用する全てのLED照明器具は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つ国内メーカーの製品とすること。
- (6) 公共施設用照明器具(一般社団法人日本照明工業会規格JIL5004)に登録対応器種が存在しない場合は以下の規格に適合している製品を選定すること。
  - ア 日本産業規格(JIS)
  - イ 一般社団法人日本照明工業会光源及び器具類共通規格(JLMA)
  - ウ 一般社団法人日本照明工業会光源類規格(JEL)
  - エ 日本照明工業会ガイドに規定されている規格
  - オ 電気用品安全法(PSE)

## 1.2 LED照明器具の仕様

- (1) 既存照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- (2) 既存照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換するLED照明器具にも同様に付属機器及び機能を備えること。
- (3) 光源(LED照明器具)の寿命は全光束が初期値の70%以上となるまでの総点灯時間が、40000時間以上であること。
- (4) 現状を上回る照度確保を行うこと。

## 1.3 LED照明器具設置工事基本条件

- (1) 設置工事にあたっては、関係法令を遵守し、安全、衛生等の管理に留意して行うものとする。
- (2) 設置日・作業時間については甲乙協議の上決定すること。
- (3) 設置前に作業計画書(工程表、安全管理計画)を提出すること。
- (4) 既存照明器具からLED照明器具へ更新する際に関係諸官庁や電力会社等へ申請又は届出が必要な場合は乙が代行すること。
- (5) 本業務により排出される梱包材、蛍光灯、既存照明器具等は、状況に応じて適時処理工場へ運搬すること。
- (6) 故障等による不点灯や制御不良が発生した場合は、故障原因などの理由と改善策を記載した報告書を提出すること。
- (7) 本契約リース品には動産総合保険(新価特約付)を付保するものとする。
- (8) 設置作業の実施にあたっては、電気工事の建設業許可を得ている業者を選定し設置するものとする。設置及び本契約に必要な照明器具等を調達する者として、乙は以下の者と直接契約を行い、工事着手までに体制表を提出すること。
  - ・令和6年度越前市建設工事入札参加資格者名簿に電気工事業で掲載されている市内工事会社または、市内に本店・営業所を有する電気工事を営む電気工事業者を積極的に活用すること。
  - ・LED照明灯設置作業は、電気工事を伴うことから、現地設置作業の他、計画、管理、物品調達等適切な対応が出来る管理責任者として、工事業者を入れることもできる。選定した従事者に管理責任者を指定して甲に報告するとともに、管理責任者は工事の管理の連絡調整や安全管理など業務全般を統括管理する者とする。

## 1.4 設置工事の仕様

- (1) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行うこと。異常がある場合は甲乙協議の上対処すること。
- (2) 設置作業において発生する軽微な補修等については、乙の作業範囲として補修

すること。

- (3) 設置作業において停電等が必要な場合は事前に甲と日程調整を行うこと。
- (4) 設置作業中に万が一、建物や物品に損害を与えた場合や事故等が発生した場合は速やかに甲に報告し甲の指示に従うこととし、解決にかかる一切の費用は乙が負担するものとする。
- (5) 製品における特記事項、作業及び取扱いの注意事項を記載された製品仕様書等を提出すること。
- (6) 作業にあたっては作業計画書を作成し、提出した上で作業を行うこと。
- (7) 屋外照明器具は、防雨型器具とし IP 標記にて承諾図に記載し、既存照明器具の防水性能相当とすること。また、既存相当以上の耐雷性能、耐風性能を有した製品を採用すること。
- (8) 特に高所の照明器具等は落下防止対策をとること。また、取り付け時には安全確認を行うこと。
- (9) 他発注工事と工事重複する場合は、打ち合わせ等を行い相互に協力すること。
- (10) 工事用仮設物は乙の負担とする。
- (11) アスベスト含有にかかる調査業務が発生した場合は、甲に報告し、協議の上対処すること。
- (12) 撤去した蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。ただし、良品の蛍光灯照明器具等については、甲が求めた場合は引き渡すこと。また、PCB の含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCB の含まれていることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付したうえで、甲に引き渡すこと。
- (13) LED 照明の設置後は、誤装着等を防ぐために表示シールを照明器具に設置すること。シールに表示する内容については甲と別途協議の上決定のこととする。

## 1.5 設置後検査

乙による設置後検査を次のとおり行うこと。

- (1) LED 照明器具が正常に設置され、器具の脱落の恐れがないよう検査すること。
- (2) LED 照明器具が異常なく点灯するか検査すること。

## 1.6 保守メンテナンス・保障

- (1) 保証期間はリース満了までとし、その間に生じた消耗品の劣化を含む、不点灯や不具合等に係る費用(器具交換、部品交換、出張料金等)は乙の負担とする。
- (2) 保証期間中は、フリーコールで対応を受け付けること。対応時間は年末年始・会社都合による休日を除く平日 9:00~19:00 とする。

- (3) 甲は設置する LED 照明器具一式に対しリース期間を保険期間とする動産総合保険(新価特約付)に加入すること。保険料は乙が負担するものとする。なお、動産総合保険の対象外となる天災その他不可抗力により物件に損害が生じた場合は、協議により対応を決定する。

#### 1.7 完成図書

以下の内容を取りまとめ、完成図書として紙で1部、合わせてPDFファイル形式で電子データを提出すること。

- (1) 設置した LED 照明器具の製品仕様書
- (2) メーカー取扱説明書および製品保証書
- (3) 産業廃棄物管理票の写し
- (4) 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類(必要な場合)
- (5) 各種写真(施工前、施工後)※代表箇所のみ
- (6) 契約締結後、甲と乙がおこなった会議の議事録
- (7) 緊急連絡先
- (8) メーカーが発行する出荷証明書
- (9) 設置した照明器具の台帳 (Excel データ)

#### 1.8 支払条件

リース料は、月の初日から末日までを1ヶ月分とし、120ヶ月分の均等払いとする。乙は、各月分のリース終了後、請求書を甲に提出するものとするものとし、甲は当該請求書を受理した日から30日以内にリース料を支払うものとする

#### 1.9 その他

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行った上で工事を実施すること。また事前調査時に本仕様書等の相違を発見した場合は、速やかに甲へ報告すること。特に照明器具の数量、種類等が異なる場合、原則は現場調査の結果に基づいた設置を行うこと。
- (2) 搬入、搬出経路については事前に甲と協議すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については甲乙協議の上決定すること。

#### 2.0 施設特記事項

各小中学校は極力長期休み(夏休み等)に設置作業を実施すること。